

古物営業許可申請に必要な書類

申請ができる警察署

主たる営業所の所在地を管轄する警察署(次頁に各警察署の連絡先を掲載しています)

個人の場合

- 1 申請書(警察署にあります) 1通 (・様式第1号その1(ア)・様式第1号その2・様式第1号その4)
※営業所を同時に2か所設けようとする際は様式第1号その3が必要
- 2 略歴書(警察署にあります) 1通
- 3 住民票の写し 1通
(申請時前3ヶ月以内に発行のもの)
※日本人の方は本籍、外国人の方は国籍が記載されたもの
- 4 市町村長の証明書(身元証明書) 1通
(本籍地の役所で発行されるもので、準禁治産者及び破産宣告の通知を受けていないことを証明するものです。外国の方は不要です。申請時3ヶ月以内のもの。)
- 5 営業所の管理者についても2、3、4の書類 各1通
(申請者と同一人の場合は不要です。)
- 6 URL(送信元識別符号)を使用する権限のあることを明らかにする書類等
(インターネットホームページを開設し、ホームページ上で古物の取引をしようとする場合)
- 7 誓約書(警察署にあります)申請者用、管理者用 各1通 (・誓約書(個人用)・誓約書(管理者用))
- 8 営業所の使用承諾書 1通 (建物所有者からの使用承諾に基づく書面)
※使用承諾書は申請をする上で法律に定められた提出必須書類ではありませんが、他人の建物での無断(古物)営業を防止するため提出して頂くものです。
(※建物がなく、土地だけの場所では古物営業所を設けることはできません。)

法人の場合

- 9 申請書(警察署にあります) 1通 (・様式第1号その1(ア)(イ)・様式第1号その2・様式第1号その4)
※営業所を同時に2か所設けようとする際は様式第1号その3が必要
- 10 法人登記上の役員全員(監査役も含む)及び管理者についての上記2、3、4、7の書類 各1通
※管理者が申請法人の役員である場合、管理者用としての上記2、3、4の書類は省略できますが、上記7(管理者用の誓約書)は提出してください。
- 11 法人登記にかかる記載事項証明書 1通
- 12 法人の定款 1通
- 13 URL(送信元識別符号)を使用する権限のあることを明らかにする書類等
(インターネットホームページを開設し、ホームページ上で古物の取引をしようとする場合)
- 14 営業所の使用承諾書 1通 (建物所有者からの使用承諾に基づく書面)
※使用承諾書は申請をする上で法律に定められた提出必須書類ではありませんが、他人の建物での無断(古物)営業を防止するため提出して頂くものです。
(※建物がなく、土地だけの場所では古物営業所を設けることはできません。)

○ 申請手数料 19,000円

申請手数料は、警察署の1階運転免許係で販売している滋賀県警察関係事務手数料収入証紙を購入し、申請時に申請書の余白等に貼付して納めて頂きますが、申請時に係員が申請書類を点検した後に貼付して下さい。

また、許可を受けようとする方が警察署の申請窓口に来られない場合で、法人役員や管理者等の従業員やその他代理の方(個人で許可を受けようとする方のご家族)が申請書を持参される場合は、必ず「委任状」をご持参ください。委任状がない場合、申請を受理することができない場合があります。

委任状は必ず委任をされる方の署名押印があるものを提出してください。

県内警察署問い合わせ先

(主たる営業所の所在地を管轄する警察署が申請書類の提出先です)

大津警察署	077-522-1234	(所在地:大津市打出浜12-7)
草津警察署	077-563-0110	(所在地:草津市野村三丁目1-11)
守山警察署	077-583-0110	(所在地:守山市金森町494)
甲賀警察署	0748-62-4155	(所在地:甲賀市水口町水口6026)
近江八幡警察署	0748-32-0110	(所在地:近江八幡市土田町1322-1)
東近江警察署	0748-24-0110	(所在地:東近江市八日市緑町26-18)
彦根警察署	0749-27-0110	(所在地:彦根市古沢町660-3)
米原警察署	0749-52-0110	(所在地:米原市米原1092)
長浜警察署	0749-62-0110	(所在地:長浜市八幡中山町300)
木之本警察署	0749-82-3021	(所在地:長浜市木之本町木之本1536)
高島警察署	0740-22-0110	(所在地:高島市今津町中沼2-4)
大津北警察署	077-573-1234	(所在地:大津市真野二丁目20-23)

受付時間は、平日午前8時30分から午後4時30分までです。詳しくは申請書を提出される警察署にお問い合わせください。